

# 1 動物の保護管理に関する事業

## (1) 県内収容頭数及び措置状況（和歌山市除く）

### ①収容状況

単位：頭・匹

		狂犬病	動愛法			計	前年度からの継続飼養
		抑留	所有者引取	拾得者引取	負傷収容		
犬	成	59	64	31	2	156	26
	幼		21	0	6	27	2
	計	59	85	31	8	183	28
猫	成		76	23	32	131	4
	幼		4	269	161	434	15
	計		80	292	193	565	19
その他	成				1	1	0
	幼				0	0	0
	計				1	1	0

\*狂犬病抑留：狂犬病予防法に基づく犬の抑留

\*動愛法：動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の収容（所有者からの引取、拾得者からの引取（警察からの依頼含む）、負傷動物の収容）

\*「幼」：収容時に生後90日齢以下のもの（推定含む。以下同じ）

### ②措置状況

単位：頭・匹

		返還		引取取り下げ	譲渡	自然死	殺処分	計	次年度へ継続飼育
		狂犬病	動愛法						
犬	成	34	17	12	59	2	40	164	18
	幼		0	0	16	2	3	21	8
	計	34	17	12	75	4	43	185	26
猫	成		0	0	13	34	84	131	4
	幼		0	0	213	59	162	434	15
	計		0	0	226	93	246	565	19
その他	成		0	0	0	1	0	1	0
	幼		0	0	0	0	0	0	0
	計		0	0	0	1	0	1	0

\*返還：「狂犬病予防法」に基づき抑留した犬、「動物の愛護に及び管理に関する法律」に基づき拾得・負傷収容した犬猫を飼い主に返還するもの

\*引取取り下げ：動愛法に基づき実施した所有者から引き取りを取り下げしたもの